

2020年4月、受動喫煙防止対策が強化された改正健康増進法が施行され、様々な施設の屋内は原則禁煙となりました。屋外においても、望まない受動喫煙を生じさせないよう、施設管理者には配慮義務が課されましたので、以下の点について配慮をお願いします。

屋外に喫煙場所を設ける場合の配慮義務

1. 厚生労働省が配慮の例として示しているもの

『喫煙場所を設ける場合には、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと』

2. その他の配慮や注意事項の例

(1) 灰皿の設置場所について

- A. 道路上に置かない（敷地内に置けない（移動できない）場合は撤去が必要）
- B. 敷地が狭い場合は置かない（路上での喫煙になる恐れがあるため）
- C. 受動喫煙を招くような場所には置かない（隣接する歩道が狭い等）



(2) 運用について

- 道路上（敷地外）で喫煙する人がいないよう注意する
※注意書きの掲示、喫煙する場所の区画（ライン等による）、人数制限等も検討
- 通勤・通学などで通行人が多い時間帯は灰皿を撤去する
- 営業時間以外は灰皿を撤去する
- 吸殻をこまめに掃除する
- 灰皿は置かず、携帯灰皿等を使って喫煙してもらう
(通りがかりの人の喫煙を防ぐため。なお、店舗利用者には敷地内で喫煙するよう要請)

※入り口横に灰皿を置かない、扉を開放中は灰皿を撤去する等、店舗利用者への配慮も必要

【受動喫煙とは】

本人がたばこを吸っていないなくても、他の人が吸っているたばこから出る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。

施設管理者には、屋内外を問わず、特に健康への影響が大きい子ども、妊婦、患者のみなさんへの配慮が求められます。

